

国民年金保険料の納付は、口座振替が便利です

■問合せ 年金事務所（お客様相談室）
☎0143-50-1004
住民課 住民・戸籍年金グループ
☎74-3002

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になります。口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

日本年金機構室蘭年金事務所からのお知らせです

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、ご本人の保険料だけでなく、扶養しているご家族の保険料を納付した場合にも控除の対象となります。

年内（12月31日まで）の納付分が本年の申告扱いとなりますので、本年度で社会保険料控除を受けたい場合は、忘れずに年内

の納付をお願いします。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、日本年金機構から送付しております「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を所得申告の際に添付いただく必要があります。また、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」発行後の納付分は、領収証書を添付いただくこととなっております。

この控除証明書は再発行も可能ですので、室蘭年金事務所国民年金課（☎0143-24-7104）まで問合わせください。

対策本部からのお知らせ（保育料の納付）

■問合せ 保育・高校
管理課グループ
☎74-3009
収納対策推進本部
事務局
☎74-3003

保育所の運営のために保育料は、納期限までに必ず納付してください。保育料を滞納すると滞納処分を執行する場合があります。

保育料は児童福祉の観点から、各世帯の家計規模に応じて設定されます。

一方、公共施設として、保育



所を利用されない子育て世帯も含めた町民全体にも、多大な負担協力をいただき運営されております。

そのため、保育所を利用しながら再三の納付催告に応じない保育料滞納者や納付誓約を履行されない世帯に対しては、公平性を保つために地方税の滞納処分の例により、差押等の滞納処分を執行いたします。

■滞納処分

・児童福祉法第56条第10項の規定において、地方税の滞納処分手続が準用されることになり、督促状や催告書等を通知しても支払いに応じない場合、財産（給与、預金など）の差押えを行うことがあります。

町としては、あくまで利用世

帯自身による速やかな自発的解決が何よりと考えておりますが、教育委員会管理課では、保育料納入が困難な場合など納付相談に応じておりますので、速やかにご連絡ください。

洞爺湖町福祉灯油の購入助成実施

■問合せ 福祉課福祉・健康福祉グループ
☎74-3001

原油価格の高騰により、灯油価格の高騰が依然として続いていることから、老人世帯、重度心身障害者世帯、ひとり親世帯等に対し、生活の一助として冬期採暖に必要な福祉灯油の購入助成を行います。

■対象世帯

平成25年11月1日現在、洞爺湖町に住所がある方で、次の1～4のいずれかに該当する世帯

- ① 満65歳以上の単身世帯及び老人世帯
- ② ①の世帯であって、満18歳未満の児童のみを扶養している世帯
- ③ 次の手帳の交付を受けている

方が世帯主又は同居する世帯イ）1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方ロ）Aランクの療育手帳の交付を受けている方ハ）1・2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

④ ひとり親世帯であって、18歳未満の児童のみを扶養する世帯
※申請時において次の世帯は除きます。

① 生活保護世帯
② 施設等に入所又は入院している単身世帯
③ 冬期間町外に滞在している世帯

■収入限度額
（平成25年中の世帯全員の収入額合計を月割した額）

